平成２２年（フ）第４１４号
仙台市宮城野区福室３丁目13番３号　伊藤プラザイースタンハイツ107
債務者　齋藤　繁義
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４４４号
仙台市宮城野区二の森21番30号
債務者　加藤志津恵
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４６５号
宮城県黒川郡大和町吉田字仁和多利13番地の９
債務者　佐々木宏宣
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４６６号
宮城県黒川郡大和町吉田字仁和多利13番地の９
債務者　佐々木ひとみ
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４８５号
仙台市宮城野区新田４丁目９番19―101号
債務者　五島さとし
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５００号
仙台市宮城野区小鶴３丁目１番７―504号
債務者　澤藤　琢磨
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５１９号
仙台市宮城野区新田１丁目11番19号　こがね荘７
債務者　大沼由貴子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５３４号
仙台市宮城野区鶴ケ谷４丁目15番地の11　スターツアルファネクスト鶴ケ谷203
債務者　山崎満寿美（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５３５号
仙台市青葉区立町27番５号　不二ビル４―Ｅ　鈴木宗男方
債務者　長岡　秀子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６３号
宮城県石巻市広渕字舘前15番地３
債務者　狩野　正彦
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第６５号
宮城県石巻市中里２丁目１番24―202号
債務者　青山　裕司
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
宮城県気仙沼市古町４丁目２番19号
債務者　畠山　敏子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第２６３号
岐阜県羽島市正木町南及３丁目112番地
債務者　志智　　満
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２７３号
岐阜市鏡島精華３丁目６番32―202号　鏡島マンション
債務者　松﨑　健一
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第８４１号
名古屋市中村区藤江町２丁目58番地　アーバンコアⅡ101号室
債務者　宮地　雅之
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７９号
滋賀県近江八幡市市井町216番地　３―204号
債務者　柳生美和子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第９２号
滋賀県彦根市平田町697番地２　コーポ平田202号
債務者　妹尾　政夫
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで　大津地方裁判所彦根支部